

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 速星公民館
指 摘
キ 公民館使用料において、条例別表で定められた使用時間区分によらずに算定しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況
<p>指摘のあった事項においては、使用区分について統一的な利用基準を定めていなかったことから、協議のうえ、適正な算定を行うよう指示したところである。</p> <p>指摘のあった団体においては、令和5年度使用分より適正な金額を徴収し、過去に利用した分についても、令和5年12月末までには納入完了するよう事務を進めているところである。</p> <p>また、6月から7月にかけて実施した公民館主事研修会においても、各公民館へ周知をした。</p> <p>今後とも、富山市公民館条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>
その後の措置状況
<p>指摘のあった事項については、該当する団体と協議の上、過去に利用した分も含め、適正な金額を遡って追徴し、令和6年3月に納入を完了したところである。</p> <p>今後とも、富山市公民館条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>